

第 8 8 号議案

ふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 ふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 5」を「1 0 0 分の 2 3 5」に改める。

第 2 条 ふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 3 5」を「1 0 0 分の 2 3 0」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和 6 年 1 2 月 1 0 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

市議会議員の期末手当の額を改定するため、ふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。